

第2次紀の川市男女共同参画推進プラン

～ともに参画し ひとりひとりが輝く 男女共同参画のまち～

概要版



2018(平成30)年3月 紀の川市

どうして男女共同参画社会の実現が必要なの？

現在の日本では、日本国憲法をはじめとしたさまざまな法律で「男女平等」が保障されています。

しかし、実際には固定的な性別役割分担の意識や性別による偏見は私たちの意識や慣習の中に根強く残っています。また、職場や家庭、地域社会など、あらゆる場面で男女間の不平等を感じる 경우가多くあります。豊かで活力のある社会の実現には性別に関わらず、あらゆる人々の個性と能力が十分に発揮されることが必要不可欠です。こうした活力ある地域社会をつくっていくために「男女共同参画社会」の実現が必要です。

男女共同参画社会の定義

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。（男女共同参画社会基本法第2条）



計画の基本理念

ともに参画し ひとりひとりが輝く 男女共同参画のまち

あらゆる世代の男女が、性別に関わらず、社会の一員としてさまざまな分野で個性と能力を発揮し、私たち一人一人がお互いを認め、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

計画策定の趣旨

1999(平成11)年に制定された「男女共同参画社会基本法」では男女共同参画社会形成についての目標を示し、わが国の重要課題として社会のあらゆる場に男女共同参画の意識を根付かせるよう取り組んできました。なお、現在では「男女共同参画社会」の実現は少子高齢化が進み、人口減少社会に突入しているわが国において「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」とされています。このような状況をふまえて、男女が社会の対等な構成員としてその個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野で活躍することができる男女共同参画社会の実現に向けた取組を一層推進するための総合的な行動計画として「第2次紀の川市男女共同参画推進プラン」を策定しました。

計画の位置付け

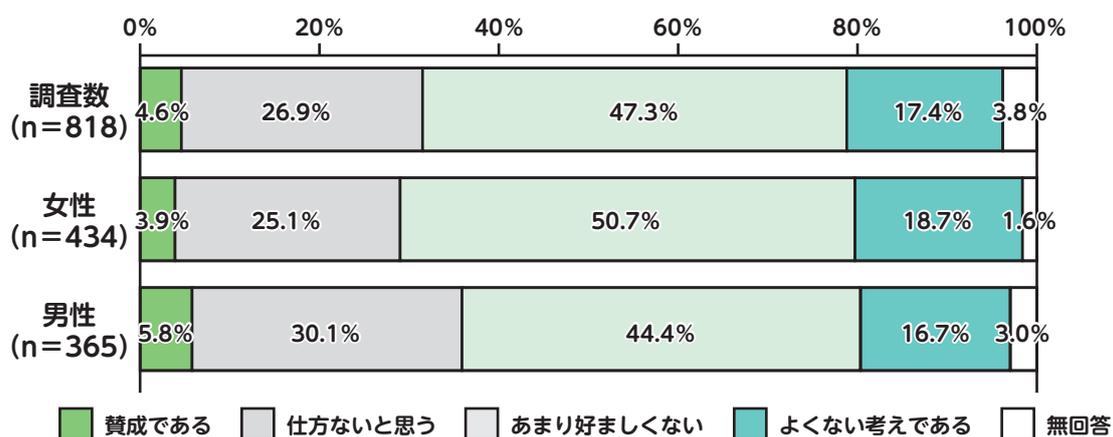
「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」として位置付けます。

計画の期間

2018(平成30)年から2027年の10年間を計画の期間とします。(また、本計画は5年間をめぐりに見直しを行う予定のため、本計画における目標値は2022年を目標年度として設定しています。)

紀の川市の男女共同参画意識

性別によって男女の役割を決めるような考え方について



資料：2017(平成29)年度 紀の川市男女共同参画に関する意識調査

市民意識調査の結果では性別によって男女の役割を決めるような考え方(固定的性別役割分担意識)について反対(「あまり好ましくない」+「よくない考えである」)が賛成(「賛成である」+「仕方ないと思う」)を上回っているものの、賛成派が約3割となっています。

具体的な取組

基本目標 1 あらゆる分野において男女がともに活躍できる環境づくり

男女共同参画の実現のためには、あらゆる世代の男女が社会の対等なパートナーとしてそれぞれの個性と能力を発揮し、社会のさまざまな分野において男女双方の視点や意見を積極的に反映することが大切です。

主な目標

数 値 目 標		
指 標	現 状 値 (2017 年度)	目 標 値 (2022 年度)
自治会長に占める女性の割合	1.5%	5.0%
女性消防団員数	22 人	25 人
市の審議会・委員会の女性の割合	26.8%	35.0%
市役所職員の管理職における女性の割合	24.4%	30.0%

基本方針 ① 市民協働・ボランティア・地域活動への参画の推進

男女がともに住みよいまちづくりを進めていくために、地域における指導的役割を果たす女性の人材を育成し、女性のエンパワーメントの支援を行い、男女がともに地域活動を担うことができるような環境づくりを推進します。

施策の方向 ①

男女がともに参画する地域活動の推進・支援

施策の方向 ②

男女共同参画のまちづくりを進める学習機会の充実と人材育成

施策の方向 ③

地域ぐるみの子育て・防犯・防災対策

基本方針 ② 政策・方針決定過程での男女共同参画

男女が対等な立場で社会における責任を果たすために、将来指導的位置に成長していく女性の人材の確保・育成や、政策・方針決定の場における女性の参画をより拡大することであらゆる分野での女性の参画を推進します。

施策の方向 ①

審議会・委員会等への女性の参加促進

施策の方向 ②

市役所における男女共同参画の推進

基本目標 2 仕事も生活も大切にできる環境づくり

近年、ライフスタイルの変化や就労意欲の高まりにより、働く女性が増加し、男女雇用機会均等法をはじめとする関連法令の改正など、法制度の整備が進められてきました。複雑に変化する社会情勢の中、男女がともにワーク・ライフ・バランスを実現できる環境づくりに取り組む必要があります。

主な目標

数 値 目 標		
指 標	現 状 値 (2017 年度)	目 標 値 (2022 年度)
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」と考える市民の割合(紀の川市市民意識調査より)	23.9%	12.0%
家族経営協定の締結数	157 件	160 件
女性の認定農業者数	19 人	20 人
地域就業相談室の女性の年間雇用契約者数	221 人	256 人

基本方針 ① 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現する支援の充実

働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる社会づくりは、男女共同参画社会にとって極めて重要な役割を担っています。今後、男女が協力しながら仕事と生活の調和を保つことができるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方を広く周知、実現することで多様な働き方の実現に向けた取組を推進します。

施策の方向 ①

子育てや介護などの家事支援の充実

施策の方向 ②

仕事と家庭の両立のための環境の整備

基本方針 ② 農林業、自営業などでの男女共同参画の推進

農林業や自営業などの分野で活躍する女性が能力を発揮し、経営や組織・組合の役員などへの女性の参画が進むよう、農林業、自営業などでの女性の政策・方針決定過程への参画拡大を推進し、女性の経営上の位置付けの明確化や経済的地位の向上のために必要な取組を推進します。

施策の方向 ①

女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

施策の方向 ②

農林業分野での女性の参画推進

基本方針 ③ 雇用の分野での男女平等の推進

男女間格差の縮小や、女性の能力発揮を促進するため、多様な働き方に応じた適正な処遇・労働条件が確保されるよう、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に向けての積極的改善措置(ポジティブ・アクション)を推進します。

施策の方向 ①

雇用の場での男女の均等待遇の確保

施策の方向 ②

女性の就労支援

基本目標 3

個人の尊厳が確立された社会づくり

人権の尊重は、男女共同参画社会を実現する上での基本的理念です。地域で暮らす全ての人が安心して暮らすことができるよう、市民の人権意識のより一層の形成を図るとともに、男女間のあらゆる暴力を許さない意識を形成し、男女が対等な関係を築くことができる社会づくりに取り組みます。

主な目標

数 値 目 標		
指 標	現 状 値 (2017 年度)	目 標 値 (2022 年度)
身体的暴力(なぐる・ける)を受けたことのある人の割合	18.1%	現状値未滿
精神的暴力(暴言・脅迫)を受けたことのある人の割合	20.1%	現状値未滿
市立小・中学校の教頭以上の女性割合	20.9%	25.0%
障害福祉サービス支給決定者数	506 人	610 人

基本方針 ① あらゆる男女間の暴力的行為の根絶

あらゆる男女間の暴力の防止、根絶に向けて、ドメスティック・バイオレンス(DV)などについて理解を深めるとともに、広報・啓発・情報提供や体制を整備します。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)をはじめとする関連法令の周知の徹底や、デートDVなどDV防止法の対象とならない被害者や、若年層、外国籍の人々の被害防止に努めます。

施策の方向 ①

暴力防止に向けた広報・啓発・情報提供の充実

施策の方向 ②

暴力根絶のための体制の充実

基本方針 ② 男女共同参画推進のための教育の充実

性別による固定的役割分担意識にとらわれず、一人一人が主体的で多様な生き方を選択できるようになるために、家庭教育と学校などにおける男女共同参画に関する学習機会の充実を図ります。また、これから社会を担う子どもたちが性別によって人生の選択肢を狭めることなく、個人の尊厳と男女共同参画の意識を持てるよう、学校などにおける男女平等教育を推進します。

施策の方向 ①

学校などにおける男女共同参画に関する教育の推進

施策の方向 ②

男女共同参画の観点からの教育現場の整備

施策の方向 ③

教育現場での啓発事業

基本方針 ③ 多様な人々が安心して暮らせる社会環境の整備

市職員など相談業務に携わる者に対して、男女共同参画の視点に立った研修を行うとともに、相談体制の充実を図ります。また、誰もが安心して暮らし、尊厳を持って自立した生活を送ることができるよう、個々の状態に応じたきめ細かな支援を行い、個々の能力を発揮することができる環境の整備とさまざまな家庭の状況に応じた適切な支援を行います。

施策の方向 ①

ひとり親家庭への生活自立支援

施策の方向 ②

高齢者が安心して暮らせる条件整備

施策の方向 ③

障害者が安心して暮らせる条件整備

基本目標 4 男女共同参画の視点に立った意識・健康づくり

全ての市民がいきいきと暮らしていくために男女が互いの身体的特性を認め合い、心身の健康保持やそれを脅かす問題に対して、男女がともに自覚を持って取り組める社会を推進します。

主な目標

数 値 目 標		
指 標	現 状 値 (2017 年度)	目 標 値 (2022 年度)
子育てに不安を感じている家庭の割合	13.8% (2016 年)	現状値未滿
スポーツを週 1 日以上行っている女性の割合 (紀の川市市民意識調査より)	30.0%	65.0%
「男女共同参画」という言葉を知っている人の割合 (紀の川市市民意識調査より)	61.5%	85.0%
「市民の意見や要望が市政に反映されている」と思う女性の割合 (紀の川市市民意識調査より)	20.6%	50.0%

基本方針 ① 生涯を通じた男女の健康支援

生涯を通して心身ともに健やかに過ごすことはあらゆる人の大切な権利であり、男女共同参画の前提となるものです。今後より一層、男女が性差に応じた健康について理解を深め、生涯にわたって健康的で豊かな生活を送ることができるよう、それぞれのライフステージに応じた心身両面からの健康づくりの支援や相談体制の充実を図ります。

施策の方向 ①

妊娠・出産期の父母への支援と乳幼児の発育支援

施策の方向 ②

性差に応じた医療の推進

施策の方向 ③

ライフステージに応じた心と体の健康支援

施策の方向 ④

性と生殖に関する情報提供や学習機会の充実

基本方針 ② 男女共同参画の意識啓発の推進

全ての人が性別に関わりなく、お互いの人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮して生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたって重要なことです。男女がともにその個性や能力を発揮し、自らの意思で参画していくことのできる社会を築くことができるよう、性別による固定的な役割分担意識の解消を目的とした意識改革を図る広報・啓発活動を推進します。

施策の方向 ①

男女共同参画に関する広報・啓発活動・情報提供の充実

施策の方向 ②

人権の尊重に関する広報・啓発活動・情報提供の充実

施策の方向 ③

男女共同参画に関する調査・研究及び施策などへの取入れ

相談窓口一覧 困ったときはひとりで悩まず、相談しましょう

◇男女共同参画に関する相談

名 称	電話番号	所 在 地	日 時
和歌山県男女共同参画センター “りいぶる”	073-435-5246 ※相談専用番号	〒640-8319 和歌山市手平 2-1-2 和歌山ビッグ愛 9 階	<p>☆総合相談 家庭や職場のこと、生き方への不安など男女共同参画を阻害するさまざまな悩みに女性の相談員が応じます。 (電話相談) 火曜日～土曜日(祝日年末年始を除く) 9:00～20:30(日曜日は9:00～17:00) (面接相談)予約制・女性のみ 火曜日～土曜日(祝日年末年始を除く) 9:00～17:30(日曜日は9:00～16:00)</p> <p>☆女性のためのカウンセリング 女性が抱えるところの問題に女性カウンセラーが相談に応じます。 (電話相談)(面接相談)予約制・女性のみ 毎月第2・第4金曜日13:00～15:40</p> <p>☆女性のための法律相談 夫婦、財産相続、金銭問題など女性にとって身近な法律上の問題に女性弁護士が相談に応じます。 (面接相談)予約制・女性のみ 毎月4回(不定期)13:00～14:50</p>

◇女性の悩み全般

名 称	電話番号	所 在 地	日 時
和歌山県子ども・女性・障害者相談センター	073-445-0793	〒641-0014 和歌山県和歌山市 毛見 1437-218	<p>(電話相談)女性のみ 毎日(年末年始を除く) 9:00～21:30 (面接相談)予約制・女性のみ 月曜日～金曜日(土日祝日年末年始は除く) 9:00～17:45</p>

◇DV被害者支援

名 称	電話番号	所 在 地	日 時
紀南DVセンター	0739-24-3322	—	(電話相談) 年中無休 24 時間対応

◇性暴力被害に関する相談

名 称	電話番号	所 在 地	日 時
性暴力救援センター和歌山・わかやまmine(マイン)	073-444-0099	〒641-0014 和歌山県和歌山市 毛見 1437-218	<p>(相談・医療) 毎日(年末年始を除く) 9:00～21:30 (緊急医療) 毎日(年末年始を除く) 9:00～22:00</p>

第2次紀の川市男女共同参画推進プラン 概要版

発行年月：2018(平成30)年3月 / 発行：紀の川市企画調整課

〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井338番地
TEL：0736-77-2511(代) FAX：0736-77-4910